



## 在留資格の取消制度 | 取消事例 (1/2)

在留資格取消制度における取消事例は、下記のとおりです。

### 【簡単解説】

□ 在留資格取消制度は、日本に在留する外国人が入管法第22条の4第1項各号に定める取消事由に該当する疑いがある場合に、意見聴取の手続（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、当該外国人が現に有する在留資格を取消することができる制度です。

| 根拠条文                          | 内容   | 取消事例   |
|-------------------------------|--|--|
| 第1号                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去に退去強制を受けて出国し、上陸拒否期間中であつたにもかかわらず、上陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けた。</li> <li>上陸申請時、覚醒剤等の薬物を所持していない旨申告し、上陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けたが、その後、税関において覚醒剤等の薬物を所持していたことが判明した。</li> </ul>  |
| 第2号                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格「日本人の配偶者等」を得るために、日本人との婚姻を偽装して、不実の婚姻事実が記載された戸籍全部事項証明書等を提出した上、在留期間更新許可を受けた。</li> <li>在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得るために、実際には稼働しない会社を勤務先とするなど、偽りの職務内容をもって申請を行い、当該在留資格への変更許可を受けた。</li> <li>在留資格「経営・管理」を得るために、会社としての実態があるように装い、虚偽のの所在地をもって申請を行い、当該在留資格への変更許可を受けた。</li> </ul>                   |
| 第3号                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号及び第2号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により、上陸許可等を受けたこと</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>実際には稼働しない会社を勤務先として記載した申請書を提出し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可を受けた。</li> <li>在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する夫について、実際には稼働していない会社を勤務先とする事により、当該夫の扶養を受けるとして妻（取消対象者）が在留資格「家族滞在」の在留期間更新許可を受けた。</li> <li>自身の夫が身分事項を偽って不法入国した者であるところ、自身の永住許可に際し、在日親族として、夫の虚偽の身分事項が記載された申請書を提出して当該許可を受けた。</li> </ul> |
| 旧第3号<br>2016年<br>改正入管<br>法施行前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号及び第2号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格「永住者」をもって在留する者が、当該永住許可申請をした時点で、日本人配偶者との婚姻の実態がないにもかかわらず同居をしている旨申請書に記載するなどして、永住許可を受けた。</li> <li>在留資格「家族滞在」を得るために、扶養者である夫が虚偽の身分事項で入国したものであることを知りながら、当該夫の虚偽の身分事項を申請書に記載して在留期間更新許可を受けた。</li> </ul>   |

出典：出入国在留管理庁の広報資料（2019/8/20公表）より当事務所が作成



## 在留資格の取消制度 | 取消事例 (2/2)

| 根拠条文 | 内容   | 取消事例   |
|------|--|--|
| 第5号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生在が学校を除籍された後に、アルバイトを行って在留していた。</li> <li>技能実習生が実習実施先から失踪後に、他の会社で稼働して在留していた。</li> <li>在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する者が、雇用先を退職後、当該在留資格に応じた活動以外の就労活動を行っていた。</li> </ul>  |
| 第6号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3月（高度専門職は6月）以上行わないで在留していること</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生在が学校を除籍された後に、3か月以上本邦に在留していた。</li> <li>在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪した後、親戚宅に身を寄せ、当該在留資格に応じた活動を行うことなく、3か月以上本邦に在留していた。</li> <li>在留資格「家族滞在」をもって在留している妻（取消対象者）が、扶養者たる夫と離婚した後も引き続き、3か月以上本邦に在留していた。</li> </ul> |
| 第7号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が在留資格に応じた活動を6月以上行わないで在留していること</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格「日本人の配偶者等」をもって在留している者が、日本人配偶者と離婚した後も引き続き、6か月以上本邦に在留していた。</li> </ul>   |
| 第9号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出住居地から退去した後、90日以内に新住居地を届け出ないこと</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格「技能実習」をもって在留している者が、実習先から失踪し、届出住居地（実習先の寮）を退去してから90日以内に新住居地を届け出なかった。</li> </ul>   |
| 第10号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>虚偽の住居地を届け出したこと</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本国の妻を呼び寄せるに当たり、虚偽の住居地を届け出た。</li> </ul>  |

出典：出入国在留管理庁の広報資料（2019/8/20公表）より当事務所が作成